

富山市要介護認定等に係る個人情報の外部提供依頼書

(居宅サービス用)

年 月 日

(宛先) 富山市長

名 称

依頼者 管理者氏名

電話番号

担当者名

居宅サービス計画、介護予防サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、夜間対応型訪問介護計画、認知症対応型通所介護計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、複合型サービス計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画、介護予防認知症対応型通所介護計画（以下、「介護サービス計画等」という。）の作成に利用するため、次のとおり要介護認定等に係る個人情報の提供を依頼します。

なお、要介護者等に関する情報の利用に際しては裏面記載の事項を遵守し、資料を適正に管理することを約します。

提供依頼に係る個人情報 情報の対象者	被保険者番号	_____	
	氏 名	_____	
	生 年 月 日 M・T・S	年	月 日
	認 定 日	年	月 日
提供依頼に係る個人 情報の内容及び提供の 方法	<input type="checkbox"/> 認定調査票基本調査	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	<input type="checkbox"/> 認定調査票概況調査	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	<input type="checkbox"/> 認定調査票特記事項	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
	<input type="checkbox"/> 主治医意見書	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付

個人情報の提供を 必要とする理由	<input type="checkbox"/> 介護サービス計画等作成のため <input type="checkbox"/> 暫定介護サービス計画等作成のため
---------------------	--

※富山市確認欄	(1) 居宅サービス・介護予防サービス計画作成（変更）届出書	<input type="checkbox"/> 提出有	<input type="checkbox"/> 提出無
	(2) 介護保険要介護認定申請書	<input type="checkbox"/> 同意有	<input type="checkbox"/> 同意無
	(3) 主治医意見書	<input type="checkbox"/> 同意有	<input type="checkbox"/> 同意無
	(4) その他（ _____ ）		
	(5) 情報提供の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否（ _____ ）		<input type="checkbox"/> 取消

備 考

1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 ※富山市確認欄は、記入しないでください。

3 依頼者本人等であることを証明できる書類を提出し、又は提示してください。

(裏面あり)

富山市介護保険要介護者等に関する情報の利用に係る遵守事項

- 1 富山市介護保険要介護者等に関する情報の提供に係る取扱い要領に基づき提供された個人情報には、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、夜間対応型訪問介護計画、認知症対応型通所介護計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、複合型サービス計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画、介護予防認知症対応型通所介護計画、施設サービス計画（改正前の介護保険法に基づくものを含む）、特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画、地域密着型特定施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護サービス計画等」という。）の作成以外には使用しません。
- 2 提供された個人情報には、要介護者等又はその親族にも開示されない情報が含まれていることに鑑み、その取扱いには十分注意します。
- 3 当事業所に従事する者又は従事していた者が、不正に当該情報を使用又は提供することのないよう、必要な措置を講じます。
- 4 提供された個人情報は、厳重に管理し、適正な保管に努め、要介護者等との契約関係が終了した場合、その他当該個人情報を保有する必要がなくなったときには、責任をもって速やかに廃棄します。
- 5 提供された個人情報に関して、利用停止若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
- 6 提供された個人情報の漏洩により万一損害が生じた場合は、当事業所においてその一切の賠償責任を負います。
- 7 介護サービス計画等の作成に当たり、提供された個人情報を指定居宅サービス事業者等に提示する必要がある場合は、当該指定居宅サービス事業者等にも同様の事項を遵守させるとともに、その一切の責任を負います。

（注）上記の遵守事項に違反した場合、資料提供等が受けられなくなる場合があります。